MINOR
INTERNATIONAL

ビジネスパートナー倫理規範

1. はじめに

1.1 適用範囲および適用対象

マイナー・インターナシャナル株式会社及びその子会社、関連会社(以下「当社」または「MINT」という。)は、最高水準の倫理基準に基づき事業を遂行することに尽力しています。当社は、誠実さ、信頼、個人の責任という原則遵守に基づき、社内文化を構築することに専念しています。

本行動規範、（以下**「本規範」**という。）は、MINT に関わるすべての取引先、パートナー、コンサルタント、請負業者、サービスプロバイダー、契約パートナー、販売代理店、ブローカー、アドバイザー、合弁事業、子会社、関連会社、下請業者、該当サプライチェーン内のサービスプロバイダー及びマイナー社のその他のビジネスパートナー、ならびに該当関係者の従業員、役員、代理人およびそれらに関連するすべての人物 (以下**「ビジネスパートナー」**という。)に適用されるものです。

すべてのビジネスパートナーは、新規取引の登録手続き時に本規範の写しを受け取り、MINT との事業契約期間中、常にこれを遵守しなければなりません。すべてのビジネスパートナーが、当社と取引を開始する前に、本規範の内容を確認した上で署名を行う必要があります。この署名をもって、本規範を遵守することに同意したものとみなされます。

MINT は、企業方針および業務プロセスを継続的に見直し、その改善に努めるものとします。そのため、本行動規範は、MINT の裁量により定期的に改訂される場合があります。改訂された最新内容は当社の公式ウェブサイトに掲載され、本行動規範と最新の改訂内容との間に矛盾が生じた場合は、最新の改訂内容が適用されます。

1.2 目的および趣旨

本規範は、すべてのビジネスパートナーに満たすべき最低限の基準と要件を定めたものです。MINT は、本規範を運用することで、サプライチェーンにおけるビジネスリスクを最小限に抑え、パートナーとの関係強化および未来の保護を目指します。MINT は透明性と信頼、適切な情報開示を重視しています。ビジネスパートナーが法令や規制に違反している疑いがある場合は、「苦情通報制度」を通じて報告することが求められます。

本規範を遵守しない場合、当社はビジネスパートナーに対し、是正措置計画に定められた期間内に当該行為を是正するよう求めます。MINT は、ビジネスパートナーとの事業運営の改善に継続的に努め、ビジネスパートナーが本行動規範の要件を遵守できるよう支援します。ビジネスパートナーが本行動規範に違反した場合、または遵守に関して当社に協力しない場合、当社は契約を解除する権利を留保します。

2.法令遵守

ビジネスパートナーは、事業活動を行う国や地域において適用されるすべての法令を例外なく遵守しなければなりません。対象には、コーポレートガバナンス、公正競争、製品安全、製造物責任、労働安全衛生、労働環境、環境、知的財産保護、プライバシー保護、事業に関わるあらゆる規制が含まれます。本行動規範の規定と、国内法またはその他の適用基準が矛盾・重複する場合は、より厳しい基準・要件に従う必要があります。

3.各種の基準および要件

3.1 倫理

（a）汚職防止および贈収賄の防止

MINT は、強制、贈収賄、汚職、その他いかなる形態の違法、不道徳、または不正行為も行わずに事業を遂行することを約束します。あらゆる形態の汚職、贈収賄、強要、恐喝、マネーロンダリングは厳しく禁止されています。また、全ビジネスパートナーは、いかなる状況下においても、そのような行為に関与したり、許可したりしてはなりません。ビジネスパートナーは、事業上の利益を得るため、または当該人物の行動や決定に不当な影響を与える目的で、政府関係者、政府職員、顧客、MINT の従業員、またはその他の人物に対し、賄賂、贈与、融資、手数料、報酬、その他の利益を提供、約束、または提供を許可してはなりません。

（b）利益相反

ビジネスパートナーは、MINT にとって利益相反となる可能性のある状況や関係、または利益相反を生じさせる可能性のある特性を持つ状況や関係を避けなければなりません。ビジネスパートナーは、自社の従業員またはその家族に対し、事業上の意思決定に影響を与えようとする意図があると受け取られかねない、過剰な贈答品（現金やそれに類する物品で 3,000 バーツを超えるもの）、娯楽、またはレクリエーションを提供してはなりません。会社の従業員とその家族が、MINT 社と取引のある企業に何らかの事業上の利害関係を持っている場合、

ビジネスパートナーは、会社の従業員との関係やまたは繋がりに関する詳細を含め、利益相反につながる可能性のあるもののすべてを遅滞なく会社に開示しなければなりません。本行動規範に記載されている関係性を開示するには、利益相反申告書（付録1）に記入し、取引先が接触している、MINT T 社の従業員に提出することによって行わなければなりません。また、MINT は、社内リスク・ガバナンス管理部門または社内リスクアセスメント委員会を通じて、利益相反申告書の内容を評価し、利益相反を軽減するために必要な措置を講じます。

（c）従業員と取引先との関係

当社は、現職または元従業員、従業員の近親者、ならびに従業員またはその近親者が 10%を超える持分を所有または支配している事業者から、商品またはサービスを調達することを制限しています。この制限は、従業員が当該取引先の選定に直接関与している場合、または当該取引先からの商品・サービスの調達に関する意思決定に影響を及ぼすことができる立場にある場合に適用されます。これらの状況は、いずれも「従業員と取引先との関係」に該当し、MINT に申告しなければなりません。該当する関係が生じる可能性がある場合、ビジネスパートナーは事前にその関係を開示する必要があります。本規範に定める関係の開示は、**利益相反申告書（別紙 1）**に必要事項を記入し、MINT の担当窓口に提出することにより行わなければなりません。MINT は、当該関係を慎重に分析したうえで、利益相反を軽減するための措置を提案する場合があります。

（d）インサイダー取引

ビジネスパートナーは、当社との取引関係を通じて入手した未公開情報が、ビジネスパートナー自身、その従業員、またはその他の者の個人的な利益のために利用されないよう徹底しなければなりません。

（e）知的財産

ビジネスパートナーは、会社の営業情報、著作権および商標を、MINT との契約および適用法令で認められた方法に限り使用しなければなりません。ビジネスパートナーは、他者の営業情報、商標または著作物を不正に取得、使用したり、これらの権利を侵害したりしてはなりません。また、他者の営業秘密、専有情報または機密情報を自らの目的のために不正に使用したり、権限のない第三者に開示したりしてはなりません。第三者による営業秘密、ブランド、商標、ロゴまたは機密情報の無断使用を確認した場合、ビジネスパートナーは MINT に報告しなければなりません。

MINOR
INTERNATIONAL

（f）機密保持

ビジネスパートナーは、MINT の情報を保護し、権限のない第三者に開示してはならず、MINT の事業目的に限って使用しなければなりません。管轄権を有する規制当局、適用法令、規則、裁判所または審判所から、ビジネスパートナーに対して機密情報の開示が要求された場合、ビジネスパートナーは、当該開示に異議を申し立てる機会を確保できるよう、会社に相談し、会社と協力しなければなりません。そのうえで、ビジネスパートナーは、開示の形式、時期、内容および範囲について、会社が合理的に求める事項を考慮しなければなりません。

（g）公正な競争

ビジネスパートナーは、以下の行為を含め（ただしこれらに限定されない）、いかなる非倫理的、不公正、反競争的、または違法なビジネス慣行にも関与してはなりません。

- 専有情報の窃盗、データ所有者の同意なしに取得された企業秘密を保有する行為、または他社の元従業員若しくは、現従業員に対し、当該情報を開示するよう唆す（促す）行為
- 操作、隠蔽、特権的情報の悪用、重要な事実の虚偽表示、またはその他の違法な取引慣行によって、他者を不当に利用し、利益を得ること。
- 価格操作、入札談合、市場または顧客の割り当て、その他これらに類する反競争的かつ違法な行為への関与

（h）誠実かつ正確な取引

ビジネスパートナーは、会社とのあらゆる取引に関連して、虚偽の説明や表示を行ってはなりません。これには、口頭による事実の虚偽説明、真正でない顧客の発注書、詐欺的または偽造された契約書、偽造された廃棄証明書、その他の虚偽または不正確な記録などの書類を提示または利用することが含まれますが、これらに限定されるものではありません。
ビジネスパートナーは、正確な記録を保持しなければなりません。また、要請があった場合には、MINT との取引に関連する帳簿、記録およびその他の要求された書類を閲覧できるようにしなければなりません。

（i）個人データの保護

ビジネスパートナーは、個人情報を正当な事業目的のためにのみ収集、利用および処理し、紛失、誤用または不正な開示から保護しなければなりません。会社は、個人情報の保護を義務付ける法令を遵守しています。また、すべてのビジネスパートナーに対し、個人データを保護するため、適用法令、MINT のポリシーおよび契約上の義務を遵守することを求めます。

MINOR
INTERNATIONAL

（j）マネーロンダリング防止規制

ビジネスパートナーは、マネー・ローンダリング防止およびテロ資金供与対策に関するすべての適用法令を遵守し、正当な資金源から得られた資金のみを受領しなければなりません。

（k）人工知能（AI）使用における倫理的責任

ビジネスパートナーは、MINT への商品またはサービスの提供において人工知能（AI）システムを利用する場合、責任ある、倫理的かつ透明性のある方法で利用されることを確保しなければなりません。具体的には、以下の要件を遵守する必要があります。

- **法令遵守:** 使用するすべての AI システムは、データ保護、プライバシー、および知的財産権に関する要件を含め、関連するすべての法令、規制、および業界標準を遵守していること。

- **透明性:** ビジネスパートナーは、意思決定またはコンテンツの生成に AI システムを利用する場合、その旨を MINT に開示しなければなりません。また、外部に共有する AI 生成の成果物には、AI によって生成されたものであることを明確に表示しなければなりません。

- **公平性と非差別:** AI システムは、偏見、差別または危害を回避し、結果および取り扱いにおける公平性を確保するように設計・運用されなければなりません。

- **人間による監督:** 雇用、財務または法的な結果など、個人に影響を及ぼす重要な意思決定には、実質的な人間による確認・審査を含めなければならず、AI のみによって決定してはなりません。

- **個人情報の保護:** AI システムによって処理される個人データは、適用される関連の個人情報保護法に基づき、厳重に保護されなければならないこと。

- **取引先の義務:** AI ベンダーとの契約には、倫理的な利用、データの取り扱い、透明性、監査可能性、および継続的なコンプライアンス監視に関する、法的拘束力のある条項を含めなければなりません。ベンダーは、AI システムを利用する場合、その旨を MINT に通知するとともに、モデルのテスト、リスク管理および法令等の遵守に関する文書を提出しなければなりません。

- **インシデント報告:** ビジネスパートナーは、AI システムの利用に関連するインシデント、リスクまたは懸念事項が発生した場合、速やかに MINT に報告しなければなりません。

MINOR
INTERNATIONAL

3.2 人権および労働慣行

（a）児童労働・最低就労年齢未満の労働

ビジネスパートナーは、自社の商品またはサービスの生産もしくは提供において、児童労働または最低就労年齢未満の者による労働が行われていないことを確保しなければなりません。
具体的には、施設が所在する国の法令で定められた最低就労年齢に満たない者を雇用してはなりません。

（b）女性労働者

ビジネスパートナーは、すべての女性労働者および妊娠中の女性労働者が、適用されるすべての法令および規制に従って適切に処遇されることを保証しなければなりません。また、労働者が妊娠していることを理由として、解雇、降格、または福利厚生をはじめとする不利益な扱いを行ってはいけません。

（c）結社の自由および団体交渉権

ビジネスパートナーは、適用される法令に基づき、従業員の結社の自由および団体交渉を行う権利を以下のように認識し、尊重しなければなりません。

（d）強制労働および非自発的な労働の禁止

ビジネスパートナーは、強制労働、本人の意思によらない囚人労働、その他の違法な労働の強制、あらゆる形態の奴隷労働、農奴制、債務労働、または人身取引を利用してはなりません。
ビジネスパートナーは、雇用が本人の自由意思に基づくものであることを確保し、従業員が適用される予告期間に従うことを条件として、自由に雇用関係を終了できるようにしなければなりません。
ビジネスパートナーは、従業員の意思に反して一定期間の勤務を強制したり、従業員が雇用関係を終了することを妨げる慣行を採用したりしてはなりません。
パスポート、その他の身分証明書、または就労許可証を取り上げて保管するなど、従業員の意思を拘束する措置は禁止されています。

（e）雇用資格

ビジネスパートナーは、従業員の労働時間、休日および時間外労働が、関連する適用法令および規制を遵守していることを確保しなければなりません。

（f）労働時間および休日

ビジネスパートナーは、従業員の労働時間、休日および時間外労働が、関連する適用法令および規制を遵守していることを確保しなければなりません。

MINOR
INTERNATIONAL

（g）賃金および福利厚生

労働者に支払われる報酬は、最低賃金、時間外労働に対する賃金、および法令で義務付けられた福利厚生に関する規定を含め、適用されるすべての賃金関連法令を遵守しなければなりません。
報酬、福利厚生および各種手当・待遇に関する情報は、すべての従業員に書面で提供し、全従業員が理解できる言語で確認できるようにしなければなりません。

（h）差別の禁止

ビジネスパートナーは、採用および雇用に関する慣行において、差別を行ってはなりません。これには、給与、福利厚生、昇進、懲戒、解雇および退職に関する取り扱いが含まれます。差別の禁止は、人種、宗教、年齢、国籍、社会的出自または民族的出自、性的指向、性別、妊娠、婚姻状況、政治的見解、障害、従業員団体への加入、その他法令で保護される属性を理由とする差別に適用されます。

（i）ハラスメントのない職場環境

すべての労働者は、平等に、尊厳と敬意をもって扱われなければなりません。
いかなる労働者も、身体的、性的または心理的な虐待、言葉によるハラスメント、威嚇、その他あらゆる形態の過酷または非人道的な扱いを受けてはなりません。

（j）懲戒処分

ビジネスパートナーは、身体的罰、精神的または身体的な強制、あるいは脅迫などのいかなる形態の懲戒処分にも関与してはならず、従業員に対する言葉による虐待を禁止しなければなりません。また、会社が懲戒処分を理由とした賃金の減額処分は認められません。

（k）公正な処遇

ビジネスパートナーは、すべての従業員を敬意と公平性をもって扱うことを徹底しなければなりません。
採用、人材育成、報酬および昇進に関する各プロセスは、透明性、誠実性および公平性を確保したうえで実施しなければなりません。また、従業員の意見やフィードバックを尊重し、重視しなければなりません。

（l）労働安全衛生

ビジネスパートナーは、適用されるすべての法令を遵守し、生産性が高く、安全で健康的な職場環境を維持することに取り組まなければなりません。また、従業員に安全な職場環境を提供しなければなりません。

具体的には、適切な安全保護具（PPE）の支給、重量物の持ち上げ・引きずり・搬送作業などの身体的負荷の制限、清潔な飲料水やトイレの完備、救急用品の常備などを通じて、衛生・救急体制を確立する義務があります。また、火災などの緊急事態から従業員を守るため、防火設備や緊急用品の配備にとどまらず、避難経路の明示、および定期的な避難

訓練の実施、緊急時対応に関する適切な教育・訓練を徹底する必要があります。

3.3 環境への配慮

MINT は、少なくとも、すべてのビジネスパートナーが以下の事項に対して強い責任意識を持ち、取り組むことを求めています。

（a）環境関連の許認可、規制および基準

必要な環境関連の許認可および登録は、すべて取得し、適切に維持管理するとともに、常に有効な状態に保たなければなりません。ビジネスパートナーは、大気排出、廃棄物および排水の管理、土壌ならびに地下水などに関する、適用される規制上および法令上の要件を遵守しなければなりません。

（b）環境負荷の最小化

ビジネスパートナーには、自社の事業活動およびバリューチェーン全体における環境への悪影響を最小限に抑えるための対策を策定し、実施することが求められます。MINT は、実行可能な場合には、ビジネスパートナーが環境規制で定められた基準を上回る取り組みを行い、環境負荷の継続的な低減に向けた改善を実証することを奨励しています。具体的には、以下の取り組みが含まれます。

- エネルギーおよび水の使用を最適化する業務プロセスの導入
- 温室効果ガス排出量の削減
- 資源利用効率の最適化
- 廃棄物の発生抑制、リサイクル、再利用、その他の廃棄物削減プロセスの導入による廃棄物の管理および削減
- 可能な範囲での生物多様性の保全および生態系の保護を支援するための取り組み

4. 倫理規定違反の報告

MINT およびビジネスパートナーは、本規範への違反に対して、迅速かつ一貫した対応を確実に行うため、相互に協力しなければなりません。ビジネスパートナーが、本規範に対する違反の可能性または実際の違反を認識した場合、認識後速やかに、以下のいずれかの内部通報窓口を通じて MINT に報告しなければなりません。

内部通報ポータル: www.minor.com/whistleblowing
メールアドレス: whistleblower@minor.com
郵送先住所: MINT Whistleblower Committee 宛
12th Floor, 88 The PARQ Building, Ratchadaphisek Road, Khlong Toei, Bangkok 10110, Thailand

MINOR
INTERNATIONAL

5. 本規範の遵守

MINT は、本規範が遵守されていない疑いがある場合、ビジネスパートナーに対し、関連する状況についての情報およびその裏付けとなる書類の提出を求める権利を留保します。

6. 管理体制

MINT のリスク・コントロール・コンプライアンス委員会は、本規範を独立性、公平性および一貫性をもって管理・運用する責任を負います。当社の価値観、ベストプラクティスおよび改善内容、ならびに法令や規制の変更に対応するため、本規範は必要に応じて改訂される場合があります。本行動規範に変更があった場合、ビジネスパートナーにその内容を通知します。本規範の適用免除は、リスク・コントロール・コンプライアンス委員会のみが認めることができ、法令または規制により求められる場合には、速やかに開示されます。

7. 規範内容の確認および同意

上記の条項を承諾し、これに同意します。

会社名：［会社名］を代表して

私は、Minor International Public Company Limited の「ビジネスパートナー行動規範」（以下「本規範」といいます）の写しを受領したことを確認します。本書に署名することにより、本規範を読み、その内容に同意するとともに、本規範を遵守し、必要なガイドラインおよび手続きの導入・実施に取り組むことを表明します。

本規範への違反があったことを知った場合には、内部通報窓口を通じて懸念事項を報告します。

また、Minor との取引を行うためには、本行動規範を遵守することが必要であることを理解しています。

日付：　　会社印（社印・代表者印）：

署名

氏名（楷書でご記入ください）

役職

MINOR INTERNATIONAL

添付資料 1

利益相反開示様式

MINT の従業員との利益相反関係について具体的にご記入ください。

【ビジネスパートナー記入欄】	
セクション 1：申告内容の詳細	
MINT 従業員の氏名	
MINT 従業員の役職・職位	□現職（現在の在籍期間）： _____ 年 □退職（過去の在籍期間）： _____ 年 □その他:_____
利益相反の種類	□該当従業員がビジネスパートナー企業の所有権（株式等）を保有している：_____（保有比率）_____% □該当従業員の直系親族がビジネスパートナー企業の所有権（株式等）を保有している：_____（保有比率）_____% □該当従業員がビジネスパートナー企業側の従業員の直系親族であり、プロジェクトや業務上の意思決定に影響を及ぼす可能性がある。 □ 該当従業員とサービス提供者との間に利害関係がある。_____ _____ □その他:_____
当該利益相反（実際に存在するもの、潜在的なもの、または利益相反と見なされるもの）が継続すると見込まれる期間：（該当するものを選択してください） □ 0~12 ヶ月　　□ 12 ヶ月以上、または継続的	

MINOR INTERNATIONAL

セクション 2：申告内容の確認と表明	
ビジネスパートナーは、上記の利益相反に関する申告内容が、ビジネスパートナーの知る限りにおいて正確であることを表明します。 ビジネスパートナーの代表者:	
名前:	署名：
役職:	日付:
【MINT 記入欄】	
セクション 3：依頼部門による評価	

私は、上記の申告書を確認し、記載された内容について、以下のとおり判断します。

（該当するものを選択してください）

□利益相反には該当しないと判断し、当該活動の継続を承認します。（セクション 4 へ進んでください）

□実際の利益相反、潜在的な利益相反、または利益相反と見なされる状況に該当します。

（以下に具体的な対応計画を記入してください。）

当該状況が利益相反に該当する場合は、以下の対応策を検討したことを必ず確認してください。

- 利益相反に関するすべての情報が開示され、記録されていることを確認する。
- 利益相反の影響を受ける可能性のある関係者に当該利益相反について通知し、必要に応じて、異議があるかどうかについて意見を確認する。
- 業務範囲を再設定する、または特定の情報へのアクセスを制限する。
- プロセスの一部または全体を監督する第三者を起用する。
- 利益相反の原因となっている利害関係を放棄することを推奨する。
- 当該人物を一時的に当該プロセスまたは職務上の責任から外す。
- 利益相反に関連する当該人物の活動を注意深く監視する。
- 利益相反の程度が軽微であるため、これ以上の対応は行わない。

私は、上記の対応策を検討した結果、利益相反を解消または管理するため、以下の措置を講じる必要があると判断します。

私は、本対応計画について、以下の時期に見直しを行うことを確約します。

□1 ヶ月以内　□3 ヶ月以内　□6 ヶ月以内

□12 ヶ月以内　□その他（具体的に記入：_____）　□不明：当該利益相反が一度限り、または短期間で終了する場合。

セクション 4：確認および表明

セクション 3 に記載された対応策に基づく措置は、セクション 1 で申告された実際の利益相反、潜在的な利益相反、または利益相反と見なされる状況を適切に管理するために実施されています。また、セクション 3 に記載された対応策により、MINT の利益および評判が十分に保護されることが確保されています。

氏名:　署名：

役職：　日付：

セクション 5：依頼部門による評価結果の確認・承認

氏名:　署名：

役職：　日付：